

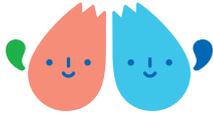
社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2021.8

隔月発行

No.635



CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について
- 「わたしと年金」エッセイを募集しています
- 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

「協会けんぽ」からのお知らせ

- 高額な医療費がかかりそうなとき限度額適用認定証が便利です!
- 知って得する!「ジェネリック医薬品」

「社会保険協会」からのお知らせ

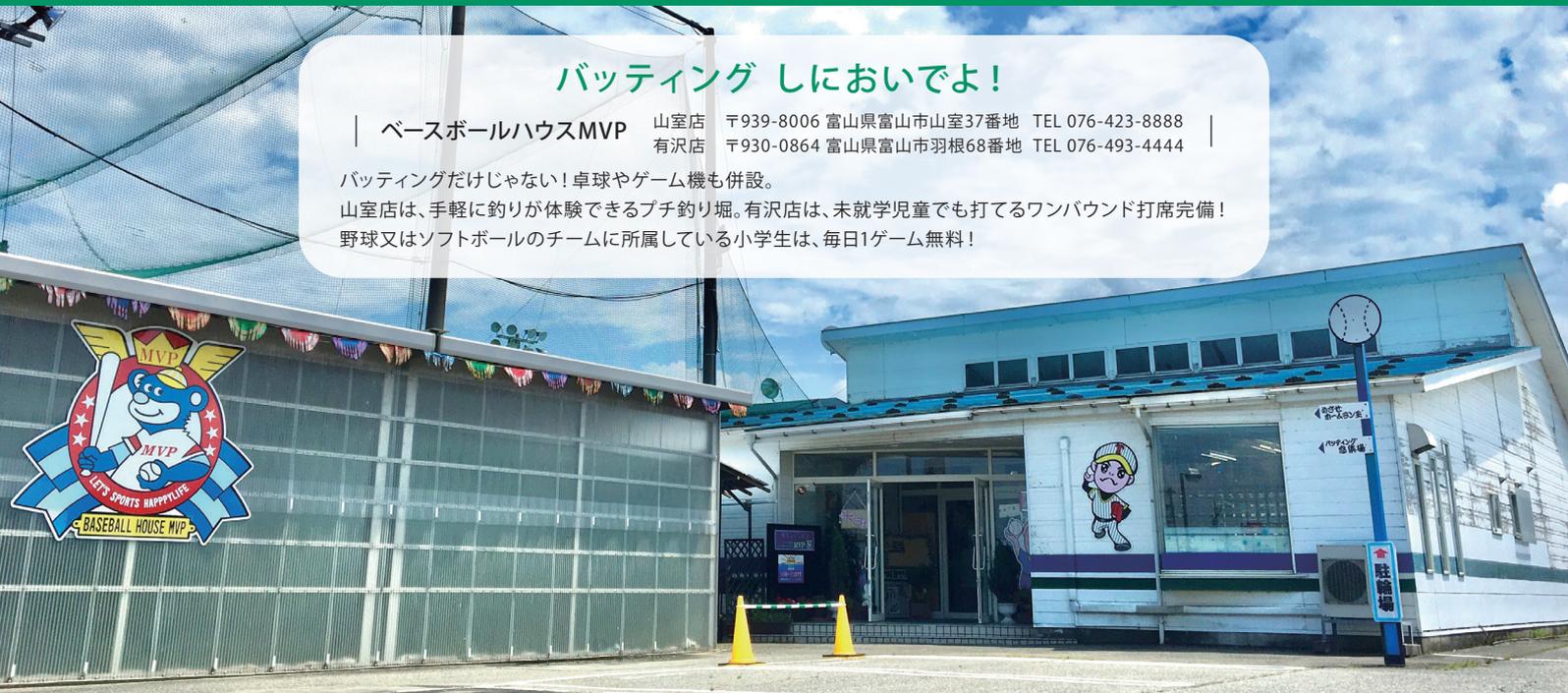
- 「冬季温水プール・トレーニング」共通利用補助券のご案内
- 「ヨガ」会員限定後期レッスン動画のお知らせ
- 「Web健康セミナー」のご案内

バッティング しにおいでよ!

ベースボールハウスMVP 山室店 〒939-8006 富山県富山市山室37番地 TEL 076-423-8888
有沢店 〒930-0864 富山県富山市羽根68番地 TEL 076-493-4444

バッティングだけじゃない!卓球やゲーム機も併設。

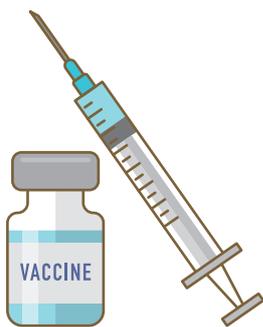
山室店は、手軽に釣りが体験できるプチ釣り堀。有沢店は、未就学児童でも打てるワンバウンド打席完備! 野球又はソフトボールのチームに所属している小学生は、毎日1ゲーム無料!



新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する 医療職の被扶養者の収入確認の特例について

ワクチン接種業務に従事する医療職の健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の収入の確認について、臨時的な特例を設けることとしました。

特例の趣旨



健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者(以下、「被扶養者」といいます。)の認定及び資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしていますが、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととします。

対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

※具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診(予診のサポートを含む。)、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

詳しくは管轄の年金事務所へご相談ください。

「わたしと年金」エッセイを募集しています

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

その取組みの一環として、広く皆さまから「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを9月10日(金)まで募集しています。応募者ご自身やご家族の公的年金制度との関わり、公的年金の大切さや意義など、公的年金に関するエピソードを盛り込んだ内容であれば、何でも結構です。たくさんの応募をお待ちしています。

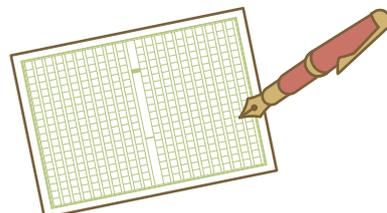
なお、募集要領は日本年金機構ホームページでご確認ください。

わたしと年金エッセイ

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>



：「賞与支払届」を忘れずにご提出ください：

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することとなっています。

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。(令和3年4月1日以降提出分から、賞与支払届に係る総括表の添付が不要となりました。)

厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようにご注意願います。

※同一年度内に、同一保険者内で被保険者資格の取得・喪失があった方で、**標準賞与額**(賞与の総支給額から1,000円未満切捨てた額)の累計が573万円を超えた場合は「健康保険 標準賞与額累計申出書」も併せて提出してください。

賞与支払届	



● 対象となる賞与とは… ●

賃金、給与、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、7月1日前の1年間を通じ、3回以下の支給のものをいいます。

なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象とされます。また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

● 保険料額＝「標準賞与額」×健康保険・厚生年金保険料率 ●

「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険料率を掛けた額がその賞与にかかる保険料額になります。保険料は事業主と被保険者が**折半**で負担します。標準賞与額の上限は、健康保険は年度(毎年4月1日から翌年の3月31日まで)累計額が573万円、厚生年金保険は1か月あたり150万円です。)

※賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。

※届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。

※日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出ください。



高額な医療費がかかりそうなとき

限度額適用認定証が便利です！

病気よりもお金が心配だな…



事前に申請して
高額な負担を
抑えましょう。



限度額適用認定証を
提示しないと…

たとえば

70歳未満(自己負担割合3割)で標準報酬
月額28万円の方が月をまたがずに入院し、
総医療費100万円がかかったとき

自己負担(3割) = 30万円

限度額適用認定証を
提示すると…

窓口で



支払いは
自己負担限度額※

8万7,430円 に！



窓口で



自己負担(3割)
= 30万円を支払う

¥

一時的に
高額な費用を
負担！

後から



高額療養費※の申請で
約3~4ヶ月後に
21万2,570円の
払い戻しがある

実質8万7,430円
(自己負担限度額※)の支払い

※受診者が負担する自己負担限度額は

$$8万100円 + (総医療費100万円 - 26万7,000円) \times 1\% =$$

8万7,430円

自己負担限度額は年齢
および所得状況によっ
て定められています

簡単！ 限度額適用認定証の取得・使い方は？

Check!

協会けんぽで受付後
約1週間で届きます！

Step①

申請書をダウンロード

「健康保険限度額適用認定申請書」
をホームページからダウンロード

Step②

記入して郵送

郵送先
協会けんぽ富山支部

Step③

精算時に提示

保険証と合わせて
医療機関窓口で提示

※「高額療養費」
とは？

同一月(1日から末日まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に申請することで、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度です。

▶詳細は協会けんぽホームページをご確認ください。

お問い合わせは 協会けんぽ富山支部 業務グループ【☎076-431-6155】まで

知って得する！「ジェネリック医薬品」

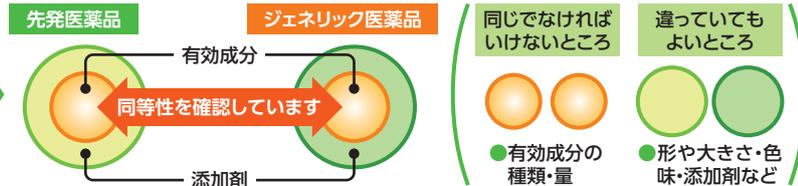
ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

従来の先発医薬品と同等であると国が認めた安価なお薬です。

品質、効き目、安全性の厳しい試験をクリアしています。

ジェネリック医薬品の有効成分や効き目は先発医薬品と同じです。

出典元:日本ジェネリック製薬協会



従来の先発医薬品よりも、もっと飲みやすく、手軽に。

さまざまな工夫がされているものも増えています。



小型化
成分は同じで。



ザラつき感を抑える
粒子を小さく。



苦味をコーティング
マスキング技術で飲みやすく。



水なしでも飲める
OD錠(口腔内崩壊錠)に。

ジェネリックへの切り替えは簡単です。

約8割の人がジェネリック医薬品を使っています！

変更の希望を医師または薬剤師に相談

ジェネリック医薬品に切り替えたいです



希望シールを保険証やお薬手帳に貼付



※ジェネリック医薬品希望シールをご希望の方は協会けんぽ富山支部までご連絡ください。

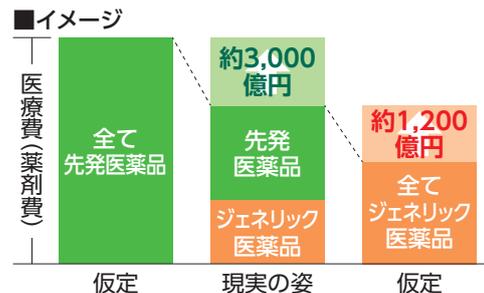
ジェネリック医薬品の使用は医療費増大を抑え、日本の医療保険制度を維持することにつながります。

もし、協会けんぽの加入者の皆さまが全てジェネリック医薬品に切り替えると

使用割合が100%になった場合

合計約**4,200**億円※の医療費の軽減が見込めます。

※令和元年度 協会けんぽ試算



お問い合わせは 協会けんぽ富山支部 企画総務グループ【☎076-431-6156】まで



冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券のご案内



利用対象者 協会会員事業所の事業主、
被保険者及び被扶養者

申込方法 4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右
記様式にて申込書を作成してください。(申込
書は当協会ホームページの「各種申込書」より
印刷することもできます)

返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛
先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで
郵送してください。

※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前に
FAXしてください。<FAX 076-433-3664>

※補助券の配布、発送は、9月18日からです。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券申込書

事業所名	
事業所所在地 〒	
協会会員番号 (例)1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

ご利用期間 令和3年10月1日～令和4年2月28日まで

ご利用方法 利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を記入して、利用される下記施設にご提出のうえ、会員
利用料をお支払いください。

施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)	高校生以上	3時間	1,000円 → 700円	プール・トレーニングジム・浴室
スポーツドーム エアーズ本館(高岡市)	高校生以上	1日	2,700円 → 1,130円	プール・トレーニングジム・浴室
タラソピア(滑川市)	16歳以上	1日	870円 → 470円	ダイナミックゾーン
らくち〜の(朝日町)	中学生以上	1日	1,150円 → 850円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,500円 → 900円	プール・浴室
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	660円 → 360円	プール・トレーニングジム・浴室

※期間中補助券の内容の変更をする場合がありますので、予めご了承ください。変更がある場合は、当協会ホームページの最新情報でお知らせいたします。

各補助券共通事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1~9人	10枚	84円	50~99人	40枚	94円	300~399人	100枚	140円	750~999人	250枚	250円
10~29人	20枚	84円	100~199人	50枚	94円	400~499人	150枚	210円	1,000人以上	300枚	250円
30~49人	30枚	94円	200~299人	80枚	140円	500~749人	200枚	250円			

*利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、上表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
*発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

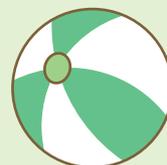
第2回 会員事業所限定Webセミナーの予告 **無料**

10月20日より、「労働保険関係」、「年金保険関係」、「若い時から定年までのライフプラン」、「足のむくみ解消エクササイズ」、「自分の心に寄り添うストレス解消法」、「クリスタルボウル演奏によるリラクゼーション」の講座を期間限定で視聴することができます。詳細は、10月20日発送の広報誌及びチラシでご案内します。



「ビーチボール大会」中止のお知らせ

10月16日開催予定の「ビーチボール大会」は、新型コロナウイルス感染予防のため、中止とさせていただきます。昨年に引き続き開催することができないことを深くお詫び申し上げます。



「ヨーガ」会員限定 後期レッスン動画のお知らせ

1回60分
300円

— 4月から開始のヨーガレッスン動画は、リラックスできるのでとても好評です —

前期
受講生の
声

〈30代女性〉「事務仕事です。肩から肩甲骨にかけてほぐれるので、とても気持ちが良いです。」
 〈60代男性〉「土日のできるなので、ありがたいです。妻と一緒に学んでいます。」
 〈50代女性〉「天候が悪くても帰る心配をしなくても良いので、家ヨーガを楽しんでいます。」

10月4日(月)に**パスワード**をお送りいたします。
 既に1年コースをお申し込みの方にも、新たにパスワードを送信しますのでしばらくお待ちください。

講師 日本ヨーガ瞑想協会講師 畠山 久保美

視聴料 1回60分 20回で6,000円

配信期間 令和3年10月7日(木)～令和4年3月21日(月)まで
 指定した木曜日 AM9時～翌週の月曜日AM9時まで配信します。

視聴方法 当協会ホームページ下「有料会員限定動画」をクリックすると、導入画面が出ます。パスワードを入れてご利用ください。
 期間中、お持ちのスマホ、パソコン等で何度でも視聴できます。途中で止めて見直すこともできます。



申込締切 令和3年9月24日(金)まで必着 **振込期限** 令和3年9月30日(木)振込み厳守

申込方法①
(インターネット)

富山県社会保険協会ホームページ ⇒ 新着情報よりお申し込みください。
 受講料の振込先は、新着情報に記載してあります。

申込方法②
(郵送)

下記申込書に必要事項を記入 ⇒ 宛名(自宅OK)入り返信用封筒2枚(84円切手貼付)を併せて当協会まで郵送してください。

- ①お申込みをされた方へ、順次スケジュール表と振込用紙を郵送します。
- ②お振込みを完了された方へ10月4日に**パスワード**を記入した用紙を郵送します。

コピーしてお使いください。1事業所何名でもお申し込みが可能です。

事業所名		協会会員番号 (例 1-3373)	-
事業所住所	〒 -	事業所又は 携帯電話番号	() -
ふりがな 氏 名		FAX番号	() -

Web健康セミナーのご案内

10分間の動画を配信しています。気軽に体験してみませんか?

「座って簡単ヨガ」

桑 美千子 講師

<配信期間>R3.8/1～R4.3/31

「スタイルUP! 美尻エクササイズ」

清水 志保 講師

<配信期間>R3.9/1～R4.3/31

【視聴方法】当協会ホームページ右下の「会員限定Webセミナー」をクリックしてください。
 5月にお送りした「Webセミナーのご案内」のチラシに記載の「健康セミナー」のパスワードを入れてご覧ください。



お問い合わせ先

一般財団法人 富山県社会保険協会
 〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
<https://www.shaho-toyama.or.jp/>



一般財団法人 富山県社会保険協会 令和2年度事業報告及び決算報告

会員の皆様におかれましては、当社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年6月定例理事会・定時評議員会にて、令和2年度の事業報告並びに収支決算に関する審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

令和2年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報誌「社会保険とやま(年6回発行)」を会員事業所及び関係機関等に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報誌や新着情報を掲載して、制度の啓発や健康づくり事業等の促進に努めた。
- (3) 事業所の事務担当者を対象にした健保・年金・雇用・労働保険等の実務について、6月及び10月に動画配信によるWeb講習を実施し、社会保険制度の啓発を図った。

2 健康づくり事業

- (1) 希望される会員事業所に保健師、運動指導士を派遣し、「健康講習会」を開催したり、健康運動指導者を派遣し、「健康体操」を実施したりすると共に、動画配信を活用してのWeb講習を実施した。また、職場での利用が難しい被保険者の方々を対象とした個人講座「ヨガ講座」を行い、健康に対する意識の向上と健康づくりを実践した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ポウリング教室を実施した。

3 福利厚生事業

「山の家」「山の温泉」「スキーリフト」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「優待施設利用会員証」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ポウリング場」「ゴルフ練習場」「健康づくりDVDの貸出」「東京ディズニーリゾート」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書への配付や富山県社会保険委員会連合会に対する助成を行った。

令和2年度正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	0
	特定財産運用益	0
	受取会費	38,518,910
	事業収益等	297,000
	経常収益計	38,815,910
経常費用	制度の啓発事業費	19,072,205
	健康づくり事業費	8,115,327
	福利厚生事業費	5,047,576
	支援事業費	1,773,540
	人件費	3,696,299
	その他費用	5,097,108
	経常費用計	42,802,055
	当期経常増減額	△3,986,145

【経常外増益の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△3,986,145
一般正味財産期首残高	103,612,133
一般正味財産期末残高	99,625,988

日本年金機構からのお知らせ

令和3年9月・10月の年金出張相談所(事前予約制)

相談時間 午前10時～午後3時

- 年金出張相談所にお越しの際は、事前にお電話でご予約願います。(予約先:管轄年金事務所)
- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

※印は定例曜日と異なる日

富山管内

大沢野行政サービスセンター	9月 10日(金)	10月 8日(金)
大山地域市民センター	————	10月13日(水)
八尾コミュニティセンター	※ 9月 8日(水)	10月 6日(水)
婦中行政サービスセンター	9月 17日(金)	10月15日(金)

高岡管内

氷見市役所	9月 8日(水)	10月13日(水)
氷見商工会議所	9月22日(水)	10月27日(水)
射水市役所	9月21日(火)	10月19日(火)

魚津管内

滑川市役所	9月 9日(木)	10月14日(木)
上市町働く婦人の家	9月28日(火)	10月26日(火)
立山町民会館	9月 2日(木)	10月 7日(木)
入善町役場	9月16日(木)	10月21日(木)
朝日町役場	9月15日(水)	10月20日(水)

砺波管内

小矢部市役所	9月 7日(火)	10月 5日(火)
城端市民センター	9月14日(火)	10月12日(火)
福光市民センター	※ 9月24日(金)	10月28日(木)

来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**

●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ **0570-05-1165**

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ **0570-007-123**

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ **0570-058-555**

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 **076-441-3926**

高岡年金事務所 **0766-21-4180**

魚津年金事務所 **0765-24-5153**

砺波年金事務所 **0763-33-1725**

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎを行いますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】 一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
https://www.shaho-toyama.or.jp/

令和3年8月20日

【記事提供】 日本年金機構中部地域第一部 / 全国健康保険協会富山支部
(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉
株式会社富士印刷